



自治基本条例通信(第3回)

自治基本条例のキホンを知ろう!

自治基本条例Q&A / 自治基本条例キーワード紹介



Q 自治基本条例と総合計画は何が違うの?

A 総合計画は、一定の期間内に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するための各種施策を総合的・体系的にまとめたもので、まちづくりの基本構想となるものです。まちづくりの分野ごとに方針とそれを実現するための手段(施策等)が具体的に盛り込まれており「まちの内容」を定めたものです。

一方、自治基本条例は、まちづくりの基本理念やそれを実現するための基本原則、市民の権利や責務、議会や市役所の組織・運営活動に関する事項といった「まちのつくり方」を定めたものです。

自治 「自分や自分たちのことは、自らの責任において処理すること」とされていますが、まちづくりにあてはめれば「自分たちのまちは自分たちの責任で自分たちの手で作っていく」ということになります。

まちづくり 私たちが住む「まち」をより良くすることです。「まち」には、道路、公園、建物などの目に見える「まち」だけではなく、歴史、文化、教育、人と人とのつながりなどの目には見えない「まち」もあります。

条例 地方公共団体が議会の議決などにより自主的に制定する法規です。

問い合わせ先 本庁舎企画政策課 ☎1111 内2324



たくさんのご応募ありがとうございました!

6月15日をもって「白河市自治基本条例を考える市民会議(以下、市民会議)」委員の募集を終了しました。多くの市民の皆さんからのご応募、ありがとうございました。

いよいよ今月から市民会議がスタートします。市民会議では、白河市自治基本条例素案の策定に向けて、基礎知識の習得、条例骨子・内容の検討、市民の皆さんのご意見を伺う活動などを行っていく予定です。活動の模様については、「自治基本条例通信」で随時お知らせしていきますので、ぜひご覧ください。

今月のお題は、「景観形成」です。

今回は、市の景観計画重点区域の一つ、小峰城跡・白河駅周辺地区における『白河駅周辺景観形成事業』についてお知らせします。

■白河駅周辺景観形成事業

白河駅周辺地区は、歴史的資源である小峰城跡や白河駅舎を望む、市の歴史と文化の拠点となる地区です。このため、小峰城三重櫓への市街地からの眺望を確保し、白河駅舎の大正建築デザインおよび新図書館(Libran~りばらん~)のモダン建築デザイン等が調和した景観形成を図るため、「**白河駅前交番の移転改修**」を行います。



新しい白河駅前交番のデザインを選定するため、ご協力をお願いします。

皆様のご意見、聞かせてください!

※次の2つのデザインから選び、アンケートで回答してください。



■回答方法 市中心市街地の主な施設(市役所、えきかふえSHIRAKAWA、マイタウン白河など)に設置するアンケート、または市ホームページでのWebアンケートで回答してください。

■調査期間 7月1日(金)~31日(日)

☎本庁舎まちづくり推進課 ☎1111 内2743

景観形成

環境と調和した個性的で優れた景観を守り、育てること。

市の「景観条例」で定める「景観計画」に、特に美しい景観形成に向け、重点的に整備していく地区として「景観計画重点区域」を設定しています。

▽市の景観計画重点区域

- ・小峰城跡・白河駅周辺地区
- ・南湖公園周辺地区
- ・白河関跡周辺地区